

特別支援教育における親の 権利ガイド



特別支援教育の手続き
安全対策に関する通知

2024 年 9 月



**Department of
Education &
Workforce**

特別支援教育について	2
特別支援教育の学校窓口.....	2
オハイオ州教育労働省 特別支援教育担当窓口.....	2
この「親の権利に関する手引き」の紹介	3
一般情報	4
インフォームドペアレントコンセント.....	4
インフォームドペアレントコンセントを与えるために、教育機関は以下を行わなければ なりません：.....	5
お子様は特別支援教育を受ける資格がありますか？.....	6
独立教育評価(IEE).....	7
書面による事前通知.....	8
個別教育プログラム (IEP)	9
教育記録	10
記録へのアクセス.....	10
紛争解決	12
紛争解決プロセス.....	12
苦情の早期解決.....	13
ファシリテーション.....	13
調停.....	15
州への苦情申し立て.....	16
デュープロセスに関する苦情の申し立て.....	20
デュープロセスのタイムラインとプロセス	22
充足性.....	22
決議期間.....	23
ヒアリングプロセス.....	24
簡易デュープロセスの苦情申し立てとタイムライン.....	25
決定に対する異議申し立て.....	26
デュープロセスにおける子供の地位.....	27
弁護士費用.....	28
懲戒	30
障害のある子どもの懲戒手続き.....	30
症状判定.....	31
暫定的代替（一時的かつ異なる）教育環境.....	32
保護者が公費で障害のある子どもを私立学校に一方的に入学させること ..	34
償還決定プロセス.....	34
障害のある生徒のための奨学金プログラムに関する保護者への通知	35
通知が発生する場合.....	35

特別支援教育について

3 歳から 21 歳までの生徒を対象とした特別支援教育は、連邦政府および州の要件によって指導されています。連邦の要件は、個別障害者教育法（IDEA）と呼ばれます。州の要件は、障害のある子どもの教育のためのオハイオ州運営基準（Ohio Operating Standards）と呼ばれています。

このガイドは、IDEA とオハイオ州運営基準に従って、あなたの権利とお子様の権利を理解するのに役立ちます。また、お子様の特別支援教育やサービスを理解するのに役立つ情報や資料も提供しています。

地元の教育機関（例えば学区）も、この法律に基づくあなたの権利を理解する手助けをしてくれます。この手引きの情報に関して質問がある場合は、教育機関の特別支援教育ディレクターに連絡してください。

特別支援教育の学校窓口

このインタラクティブセクションに以下の情報を追加してください：

教育機関：

特別支援教育ディレクター：

電話番号：

E メールアドレス：

オハイオ州教育労働省 特別支援教育担当窓口

(電話) 614-466-2650

(フリーダイヤル) 877-644-6338

(ファックス) 614-728-1097

25 S. Front Street

Mail Stop 409

Columbus, Ohio 43215

[その他の連絡先](#)

Exceptionalchildren@education.ohio.gov

テレタイプライター（TTY）をご利用の方は、オハイオリレーサービス(800) 750-0750) までお電話ください。

この「親の権利に関する手引き」の紹介

障害者教育法（IDEA）は、障害のある子どもの権利と保護者の権利を保護します。このガイドでは、これらの権利について説明します。お子様が特別支援教育を受けている場合、学校は毎年1回、保護者にガイドのコピーを渡す必要があります。また、保護者はコピーを受け取らなければなりません：

- お子様に障害があるかもしれないと思い、お子様の評価を依頼する場合
- 教育機関が、お子様に障害があるかもしれないと考え、お子様の評価を受けさせたいと考えている場合
- オハイオ州教育労働省の特別支援児童課に書面で苦情を申し立て（提出）し、それがあなたからの当学年度最初の苦情である場合
- お子様の教育に関するデュープロセス聴聞会のためにオハイオ州教育労働省の特別支援児童課（OEC）にリクエストを（書面で）提出し、それがあなたからの当学年度最初のリクエストである場合
- お子様が懲戒（行動）の理由で学校から停学処分を受けた場合 - そしてお子様はすでに当学年中に10日以上停学処分を受けている場合
- ガイドのコピーを要求するときはいつでも



一般情報

インフォームドペアレントコンセント

誰でも特別支援教育評価に子どもを紹介することができます。保護者の方は、お子様の学習、発達、機能に関して懸念がある場合はいつでも、お子様の担任の先生、校長先生、特別支援教育の監督者または管理者に、特別支援教育評価を求める文書を提出してください。この要請を受理したら、学校は30日以内に評価するかしないかの意思を回答しなければなりません。評価プロセスを開始するには、親の書面による同意が必要です。

子どもが特別支援教育および関連サービスを受ける資格があると判断されると、評価チーム報告書（ETR）の情報に基づいて個別教育プログラム（IEP）が作成されます。IEPは、お子様が学校生活の中で目指す教育目標や目的をまとめた文書です。また、個別教育プログラム（IEP）に記載されている目標を達成するためにお子様が必要とする支援やサービスの概要も記載されています。

お子様には個別教育プログラム（IEP）チームが割り当てられ、そのメンバーには以下のようなものが含まれます：

- 親
- 少なくとも1人の一般教育教師（子どもが通常教育の環境に参加している場合、またはその可能性がある場合）
- 少なくとも1名の特別支援教育学校の教師または児童養護施設関係者
- 適格な教育機関の代表者
- 評価結果の教育的意味を解釈できる個人
- 保護者または教育機関の裁量により、子どもに関する知識または特別な専門知識を持っている他の個人（適切な場合は関連サービス担当者を含む）
- 適切な場合はいつでも、障害のある子供

IEPの見直し：個別教育プログラム（IEP）チームは、IEPを見直すために少なくとも1年に1回会う必要がありますが、特に子供が進歩していない場合は、IEPを修正するためにより頻繁に会うことができます。オハイオ州の法律では、特別支援教育サービスを開始するには親の同意が必要ですが、その後のIEP見直しまたは改訂の実施には必要ありません。しかし、保護者のIEPプロセスへの積極的な参加は依然として不可欠です。どのような改訂会議においても、保護者はIEPチームのメンバーとして必要です。

保護者の参加：障害を持つ子供の親として、あなたはIEPチームの各会議に通知を受け、参加する機会を与えられる権利があります。教育機関は、あなたが出席し、

代理親とは何ですか？

代理親とは、特別支援教育サービスの資格認定および受給に関連するすべての事柄において、障害のある子どもを代理することができる個人です。

あなたが住んでいる地域の教育機関は、以下のいずれかが発生した場合に、代理親を任命します：

- 親が特定できない
- 教育機関は、合理的な努力の後にも、親を見つけることができない
- 子どもが保護者のいないホームレスの若者である
- 子どもが保護観察下にある

相互に合意された時間と場所で会議をスケジュールできるようにするために、会議の通知を十分に早く提供する必要があります。

インフォームドペアレントコンセントとは、あなた、および/または教育機関が任命した代理の親が、教育機関がある行動を取ることを書面で許可することを意味します。また、インフォームドコンセントとは、教育機関があなたに提案された措置に関する情報を提供したことを意味します。教育機関は、あなたの書面によるインフォームドコンセントを得なければなりません。

- 教育機関がお子様を初めて評価する前に、お子様が特別支援教育と関連サービスを必要としているかどうかを調べます
- 教育機関がお子様に最初の個別教育プログラム（IEP と呼ばれる）に記載されている特別支援教育サービスを開始する前に
- 教育機関がお子様を再評価し、お子様のニーズが変化したかどうかを確認する前に
- 教育機関がお子様に特別な個別評価を行う前に。一例としては、機能的行動評価が挙げられます
- 教育機関がお子様の教育的配置を変更する前に。これは建物の場所を変えることを意味するものではありません。そうではなく、お子様の教育プログラムの変更を意味します
- 教育機関がお子様に関する情報を州または連邦法に記載しているもの以外の誰かに提供する前に

IEP チームが既存の生徒情報で十分であり、追加のテストは必要ないと判断した場合でも、再評価には親の同意が必要です。これは、「記録確認」の再評価と呼ばれることもあります。

次のいずれかに該当する場合、インフォームドペアレントコンセントは必要ありません。

- 教育機関が、評価／再評価プロセスの一環として、既存の学生情報を見直しています
- 教育機関は、すべての生徒に適用される評価をお子様に実施します

インフォームドペアレントコンセントを与えるために、教育機関は以下を行わなければなりません：

- あなたの母国語、またはあなたが理解できる他のコミュニケーション手段を使用し、意思決定に必要なすべての情報を提供していることを確認する
- 教育機関がある活動を実施することを理解し、書面で同意する。また、あなたの同意には、その活動、および他者と共有されるお子様の記録とその共有先について記述されていることを確認する
- 自分の意思で同意していることを理解し、いつでも変更できることを確認する
- あなたが同意を撤回した場合、教育機関はあなたが許可を与えてから撤回するまでの間に行った行為を取り消す必要がないことを必ず理解する

同意の撤回

同意を撤回するということは、許可を取り消すことを意味します。IEP で提供される特別支援教育サービスをお子様がこれ以上受けることをあなたが望まないと判断した場合、いつでも同意を撤回することができます。これは必ず書面で行う必要があります。

これに応じて教育機関は：

- お子様に IEP にある特別支援教育サービスの提供を中止しなければなりません、サービスの提供を中止する前に、教育機関はあなたにサービスを中止することを書面で通知しなければなりません。教育機関があなたに出す通知は、書面による事前通知と呼ばれます。この書面による事前通知は、本ガイドの 8 ページにある「書面による事前通知」の項に記載された要件を満たすものでなければなりません。

教育機関が、お子様への特別支援教育サービスの提供を終了することを、書面による事前通知で知らせ、サービスが終了した時点で、教育機関は、お子様を特別支援教育の対象とはみなさなくなり、その代わりに、お子様を一般教育の生徒とみなすことになります。

お子様は特別支援教育を受ける資格がありますか？

[個別障害者教育法 \(IDEA\)](#) および [オハイオ州行政法](#) のもとで障害児とみなされるには、お子様が以下に挙げる障害のいずれかを持っている必要があります。その障害がお子様の学業成績に悪影響を及ぼしており、その障害のためにお子様が特別支援教育や関連サービスを必要としていることが条件となります。

- 知的障害
- 聴覚障害
- 発話障害または言語障害
- 視覚障害
- 情緒障害
- 整形外科的障害
- 自閉症
- 外傷性脳損傷
- その他の健康障害
- 特定の学習障害
- 聴覚障害
- 聴覚障害と視覚障害
- 重複障害
- 発達遅れ

母国語またはその他のコミュニケーション手段

あなたが出席するすべての会議、お子様の評価、あなたが受け取るすべての通知は、あなたの母国語またはあなたが使用する他の通信手段で書かれるか、話されなければなりません。

お子様を評価するために使用されるすべてのテストやその他の資料は、お子様の母国語、または、お子様が学業面、発達面、機能面で何を知っているか、何ができるかについて、地区が正確な情報を提供できるその他のコミュニケーション手段で行われなければなりません。ただし、提供または実施が明らかに不可能な場合はこの限りではありません。

教育機関にお子様の評価を依頼する

お子様に障害があり、それが教育に影響を及ぼしていると思われる場合、教育機関にお子様の評価を依頼し、特別支援教育（IDEA に基づく障害児と見なされる）の対象となるかどうかを判断することができます。教育機関は、あなたの要請から 30 日以内に、あなたのインフォームドコンセントを得るか、教育機関が障害を疑わない理由を説明する書面による事前通知を提供することによって、回答しなければなりません。教育機関は、障害が疑われ

る場合、お子様を評価する許可をいつでもあなたに求めることができます。いずれの場合も、教育機関はあなたのインフォームドコンセントを書面で得た後、60 暦日以内に初回（最初の）評価を終了しなければなりません。

お子様がある学校から別の学校へ転校する場合

お子様がオハイオ州のある教育機関から別の教育機関に移る場合、新しい教育機関は、前の教育機関からの評価を受け取った日から 30 日以内に、以下のいずれかを行う必要があります。

- 前教育機関の評価を受け入れる。または
- 再評価の同意を得る

新しい教育機関による再評価は、保護者の同意から 60 日以内に行われなければなりません。

子どもが保護観察下にある場合

お子様が保護観察下にあり、親と同居していない場合、教育機関は、次のような状況では、お子様が障害のあるお子様であるかどうかを判断するための初回評価に親の同意は必要ありません。

- 合理的な努力にもかかわらず、教育機関が子どもの親の所在を突き止められない場合
- 両親の権利が消滅している。または
- 保護者の権利は、最初の評価に同意する個人に裁判官によって割り当てられている

独立教育評価(IEE)

独立教育評価（IEE）も外部評価と呼ばれます。教育機関がこの外部評価の費用を負担するのは、教育機関がすでに独自にお子様の評価を行い、保護者であるあなたが教育機関の評価に同意しない場合に限られます。その目的は、お子様に特別支援教育が必要かどうか、あるいは引き続き特別支援教育が必要かどうかを調べることです。この外部評価のためにお子様を評価する人は、お子様の教育機関で働くことはできません。保護者であるあなたには、いつでもお子様の外部評価を手配し、その費用を支払う権利があります。あなたが教育機関によるお子様の評価に同意せず、外部の評価を求めた場合、教育機関は不必要な遅滞なく、以下のいずれかの措置を取らなければなりません。

- 教育機関は、あなたが自分で子供の外部評価を受けることができる場所を知らせ、教育機関がその費用を支払うために必要な基準をお知らせしなければなりません。教育機関が同意し、あなたが外部評価を受けた場合、教育機関はその費用を支払わなければなりません。
- あなたの外部評価要請に同意しない場合、教育機関は、オハイオ州教育労働省の特別支援児童課にデュープロセス聴聞会（20 ページ参照）の申請を提出しなければなりません。これは、教育機関が、お子様に対する独自の評価が適切であったと考えているためでしょう。

外部評価の基準

教育機関が実施する評価に適用される同じ基準が、あなたが手配し、教育機関が支払う外部評価にも適用されます。これらの基準には、お子様がどこで鑑定を受けるか、お子様を診察する人の経験などが含まれます。教育機関は、教育機関の基準を満たす外部評価の費用を全額負担しなければなりません。

あなたがお子様の外部評価を要求した場合、教育機関は、あなたが教育機関のお子さんの評価に同意できない理由（つまり、あなたが外部評価を希望する理由）を尋ねることができますが、あなたがそれを希望しない限り、あなたがそれを説明する必要はありません。教育機関がお子様を評価し、その評価結果に同意できない場合、あなたには教育機関が費用負担する外部評価を1回だけ受ける権利があります。

お子様が教育機関の基準を満たす外部評価を受けたら、その費用を誰が負担するかにかかわらず、教育機関はその評価結果を考慮し、お子様に適切な公教育（FAPE）をどのように無償で提供するかを決定しなければなりません。

書面による事前通知

概要

教育機関は、特定の措置を提案または拒否する前に、合理的な期間内に書面による通知（書面による事前通知と呼ばれる）を行わなければなりません。これらの行動には、教育機関がお子様の識別、評価、教育配置を開始または変更すること、あるいはお子様に適切な公教育を無料で提供することが含まれます。書面による事前通知は、特別支援教育で義務付けられている書式です。

書面による事前通知

書面による事前通知には、十分な情報を得た上でお子様の教育サービスの決定に参加できるよう、十分な詳細が記載されていなければなりません。書面による事前通知には、以下が含まれなければなりません。

- 教育機関が提案または拒否した措置の説明
- 教育機関がその措置を取ることを提案または拒否する理由の説明
- 学校が決定を下すために使用した各評価手順、評価、記録、報告書の説明
- 個別障害者教育法（IDEA）の手続き上のセーフガードの下で保護があり、通知が評価のための最初の紹介ではない場合、手続き上の保護手段の説明を取得できる手段
- 個別障害者教育法（IDEA）の要件を理解するための支援に関する連絡先
- IEP チームが検討した他の選択肢と、それらの選択肢が却下された理由の説明
- 教育機関の提案または拒否に関連するその他の要因の説明

理解可能な言語での書面による事前通知

書面による事前通知は、一般市民が理解できる言語で提供されなければならず、また、明らかに実用的でない場合を除き、母国語またはその他の通信手段で書かれたものでなければならない。

あなたの母国語またはその他のコミュニケーション手段が書面でない場合、教育機関は書面による事前通知をあなたの母国語またはその他のコミュニケーション手段に口頭で翻訳するか、または他の理解しやすい方法で翻訳する措置を講じる必要があります。教育機関は、書面による事前通知が適切に翻訳され、あなたがその内容を理解していたことを書面で証明できるようにする必要があります。

個別教育プログラム（IEP）

個別教育プログラム（IEP）は、学年中にお子様に取り組む教育目標と目的を概説する声明の文書です。また、IEP に記載されている目標を達成するためにお子様が必要とする支援やサービスの概要も記載されています。

IEP チームのメンバーは以下の通りです。

- 保護者
- 少なくとも 1 人の一般教育教師（子どもが通常教育の環境に参加している場合、またはその可能性がある場合）
- 少なくとも 1 人の特別支援教育の教師または児童養護施設関係者
- 適格な教育機関の代表者
- 評価結果の指導的意味を解釈できる個人
- 保護者または教育機関の裁量により、必要に応じて関連するサービス担当者を含む子供に関する知識または特別な専門知識を持っている他の個人
- 適切な場合はいつでも、障害のある児童子供

IEP 見直し：IEP チームは、IEP を見直すために少なくとも 1 年に 1 回会う必要がありますが、特に子供が進歩していない場合は、IEP を修正するためにより頻繁に会うことができます。オハイオ州では、毎年 IEP 見直しと改訂は、IEP の実施に親の同意を必要としません。保護者の同意が必要なのは、最初の IEP のみです。IEP の作成に積極的に意見を提供し、IEP 見直しに参加することが強く奨励されます。

保護者の参加：障害を持つ子供の親として、あなたには IEP チームの各会議の通知を受け、参加する機会を与えられる権利があります。教育機関は、あなたが出席し、相互に合意された時間と場所で会議をスケジュールできるようにするために、会議の通知を十分に早く提供する必要があります。



教育記録

記録へのアクセス

家族教育権およびプライバシー法（FERPA）は、お子様の教育記録を閲覧・確認する一定の権利を保護者に与える連邦法です。家族教育権およびプライバシー法（FERPA）に基づく権利は、生徒が 18 歳になるか、中等教育後の学校（大学やカレッジなど）に通い始めるか、どちらか早く発生した時点で、保護者から生徒へ移転します。

教育記録とは何か？

生徒に関する特定の情報が FERPA によって保護されるかどうかは、その項目が教育記録の意味を満たすかどうかによって決まります。FERPA は教育記録を以下のように定義しています：

1. 1 人の特定の学生に直接関連する記録は、学校によって個人を特定できる情報と呼ばれることもある
2. 教育機関や機関（たとえば、学区）またはその機関のために行動する当事者によって保持されている記録

個人を特定できる情報には以下が含まれます：

- お子様の名前
- 家族の名前
- お子様の住所またはご家族の住所
- お子様の社会保障番号、学籍番号、生体認証記録などの個人識別情報
- 生年月日、出生地、母親の旧姓、人種、民族など、お子様を間接的に特定するその他の方法
- その他、単独または組み合わせにより、特定の生徒に関連する、または関連できる情報であって、関連する状況について個人的な知識を持たない学校関係者の合理的な人物が、合理的な確実性をもってその生徒を特定できるようなもの
- 学校がお子様の身元について知識を持っていると信じている人から要求された情報
- FERPA が定めるその他の例

記録の維持と守秘義務

教育記録はさまざまな方法で管理されます。例：

- 手書き
- 印刷
- コンピューター
- ビデオまたはオーディオテープ
- フィルム、マイクロフィルム、マイクロフィッシュ

生徒の記録は機密事項であり、*非公開*情報です。教育機関は、お子様の記録を収集、保管、公開、破棄する際、そのプライバシーを保護しなければなりません。

お子様の記録の確認

教育機関は、不必要に遅れることなく、IEP チームミーティングや保護者が関与するデュープロセス手続きの前に、お子様の教育記録を確認することを許可しなければなりません。教育機関は、保護者による記録の閲覧を許可するために、要求された日から 45 日以上待たせることはできません。

保護者には、お子様に関する記録の情報のみを確認する権利があります。学校に対し、お子様の記録についての説明を求める権利があります。保護者には、保護者に代わって行動する人（友人や弁護士など）に記録を調べてもらう権利があります。

教育機関は、お子様の記録のコピーを保護者に提供することができます。しかし、コピーを提供しないことによって、記録を確認する権利を行使できなくなる場合は、教育機関は保護者にコピーを提供しなければなりません。保護者は常に、保護者の費用負担で記録のコピーを受け取る権利があります。

教育記録の変更

保護者は教育機関に対し、お子様の教育記録に記載されている間違った情報や誤解を招くような情報を変更するよう求める権利があります。お子様の学校は、（保護者が要求したからといって）あなたの要求に従って教育記録を変更しなければならないわけではありませんが、学校は保護者の要求を考慮する必要があります。もし学校が、保護者が求めたとおりにお子様の記録を変更しないと決定した場合、学校は、保護者にはこの問題について話し合うための聴取を受ける権利があることを伝えなければなりません。

聴取の後、学校が教育記録を変更しないと決定した場合、保護者はその件に関する保護者の意見を子供の記録に記載する権利があります。この表明は、お子様の記録の一部として残されなければなりません。

教育記録の共有

通常、教育機関は、お子様が特定される教育記録を保護者以外の誰かと共有したい場合、書面で保護者の許可を得なければなりません。ただし、許可が必要ない場合があります。教育機関が記録を共有するために保護者の書面による許可を得る必要がない場合についての詳細は、米国の保護者向け [FERPA 一般ガイダンス](#) を参照してください。 www.ed.gov に教育省のウェブサイトがあります。

紛争解決

紛争解決プロセス

障害のあるお子様の教育について心配な場合は、まず教育機関と協力することです。まず、生徒の担任の先生または特別支援教育担当責任者に連絡してください。自分が考えていることをその人に伝えます。もし保護者と教育機関が保護者の懸念について合意しない場合、問題を解決するために協力できる方法があります。

これらのプロセスには、教育機関が使用する正式な名称がありますが、このガイドは、それらの名称の意味と、保護者と学校がお子様をどのように支援できるかを理解するのに役立ちます。次のセクションでは、教育機関と協力するために利用できるこれらのプロセスや方法について説明します。

行政審査

障害のある子供の教育に関する教育機関の決定に同意できない場合は、教育機関の管理部門に苦情を提出することができます。これに対し、教育機関の最高責任者（または被指名者）が行政審査を行います。この審査には行政審問が含まれることもあります。

審査と行政審問が行われる場合は、必要な参加者全員にとって都合の良い時間と場所で行われなければなりません。保護者も教育機関も、他の人を審査や行政審問に招待することができます。たとえば、他の家族や友人、特別支援教育に詳しい人、弁護士などを招待することもできます。お子様が、郡発達障害委員会またはその他の公的教育機関によって運営されているプログラムで教育を受けている場合、教育機関は、行政審査のために委員会または機関と協議しなければなりません。

状況を見直す際には、お子様の教育に関する意見の相違を解決するためにあらゆる努力を払う必要があります。最高責任者（または被指名者）が双方の意見を聞き、決定を下します。決定が下された場合、最高責任者はその旨を書面で通知しなければなりません。これは、保護者が最初にその懸念について教育機関に通知してから 20 日以内に行わなければなりません。

試してみることができる追加のプロセス

このプロセスを完了しても、保護者と教育機関が問題の解決方法について合意しない場合、さらに試せるプロセスがあります。他の紛争解決手続きに移る前に、行政審査を請求する必要はありませんが、請求することをお勧めします。この問題を解決するために使用できる追加オプションがあります。オハイオ州教育労働省の特別支援児童課が関与し、保護者の懸念を解決するための追加ツールの要求を支援することができます。以下の団体も保護者を支援することができます：

- 最寄りの州サポートチーム（リージョン番号____）（電話番号____）。州サポートチームの保護者家族コンサルタントが、保護者と一緒に仕事をします。
- 教育機関に保護者メンターがいる場合は、地域の保護者メンター。
 - 保護者メンターは、障害のある子どもの家族と教育機関に情報を提供し、支援します。保護者メンターは、教育機関の職員であり、障害を持つ子供の親でもあります。

- 詳細については、_____までお問い合わせください。
- オハイオ州障害児教育連合（OCECD）
 - OCECD は、オハイオ州の障害を持つ乳幼児、児童、青少年の家族、および彼らにサービスを提供する教育者、機関にサービスを提供する州全体の非営利団体です。OCECD のプログラムは、保護者があらゆる教育現場において、子どもたちのために情報を提供し、効果的な代理人となることを支援します。

詳細については、電話：(740) 382-5452、または OCECD のウェブサイト www.ocecd.org までお問い合わせください。

苦情の早期解決

早期苦情解決とは、教育機関との意見の相違を非公式に解決しようとすることであり、通常、他の紛争解決手段を利用し始める前に行われます。オハイオ州教育労働省の特別支援児童課の職員が、お子様の教育に関する疑問や不安を解決するためにお手伝いします。

オハイオ州教育労働省は、書面による苦情やデュープロセス聴聞会など、より正式な手続きを求める前に、早期に苦情を解決することを奨励しています。オハイオ州教育労働省の特別支援児童課の担当者に連絡すれば、お子様の教育に関する疑問や不安を解決することができます。苦情の早期解決について相談したい場合は、同課に連絡してください。

- 電話：(614) 466-2650、またはフリーダイヤル(877) 644-6338
- E メール：exceptionalchildren@education.ohio.gov

ファシリテーション

お子様の特別支援教育の評価や再評価、あるいはお子様の個別教育プログラム（IEP）について心配な場合は、ファシリテーションと呼ばれる選択肢が有効かもしれません。

ファシリテーションとは、お子様の評価または IEP チーム（保護者もこのチームのメンバーです）の会議に出席するファシリテーターを手配するよう、担当課に依頼することです。また、教育機関は、お子様の特別支援教育に関わるこれらの会議の 1 つにおいて、同課に進行役を要請することもできます。保護者と教育機関の双方が、ファシリテーターを会議に出席させることに同意しなければなりません。

ファシリテーションの目的

ファシリテーションは、個別教育プログラムチーム会議、評価計画会議、評価チーム会議など、チームミーティングで行われます。ファシリテーターは、チームのメンバーではない中立の第三者であり、チームのために何かを決定することはありません。ファシリテーターを持つことは、チームが生産的であり、児童に集中するのに役立ちます。ファシリテーターは、特別支援教育プロセスに関する特別支援児童課研修を受けた専門の調停者です。

いつでもファシリテーションを依頼することができます。いったんそう決めた場合、保護者と教育機関の双方が参加に同意しなければなりません。双方が同意すれば、特別支援児童課があなたのために 1 人を割り当てます。ファシリテーションのための費用は、保護者にも教育機関にもかかりません。

ファシリテーター:

- 中立的な第三者であり続けます（保護者や教育機関の側に立ったり、保護者のために働いたりはいしません）
- 専門的な訓練を受けた調停人（紛争解決を支援する有資格者）
- 特別支援教育に関する法律や要件について研修を受け、熟知しています
- お子様の IEP または評価チームの一員ではありません
- 決断を下さず、解決策を見出すようチームを導きます
- 保護者と教育機関との間の会話のきっかけを作ります
- ミーティングを軌道に乗せ、全員がプロセスを尊重できるようにします
- チームをお子様とお子様のニーズに集中させます



ファシリテーションについて覚えておくべき重要なポイント:

- ファシリテーションは任意である。
 - 保護者と教育機関の双方が、このプロセスに参加することに同意しなければなりません。保護者と教育機関が会合にファシリテーターを置くことに同意したとしても、これは、保護者が会合で教育機関の意見に同意しなければならないとか、会合の結果に同意しなければならないということを意味するものではありません。保護者が自分の意見を持つことは常に許されています。
- ファシリテーション会議での合意は、一般的に拘束力を持ちます。これは、保護者と教育機関の双方が、相互に決定した後の合意に従わなければならないことを意味します。
 - お子様の評価または IEP に関して、保護者と教育機関が署名した文書は、他の IEP または評価チーム会議で署名した文書と同じ重みがあります。

ファシリテーションの詳細については、オハイオ州教育労働省のウェブサイト education.ohio.gov を参照し、**ファシリテーション(facilitation)** で検索してください。

ファシリテーションを依頼するには

教育機関の特別支援教育担当責任者に連絡し、地区がこのプロセス（_____の_____）に参加する意図があるかどうかを確認します。両当事者がファシリテーションに参加することに同意したら、オハイオ州教育労働省の特別支援児童課に連絡してください:

- 電話: (877) 644-6338
- 電子メール: OECMediationFacilitation@education.ohio.gov

調停

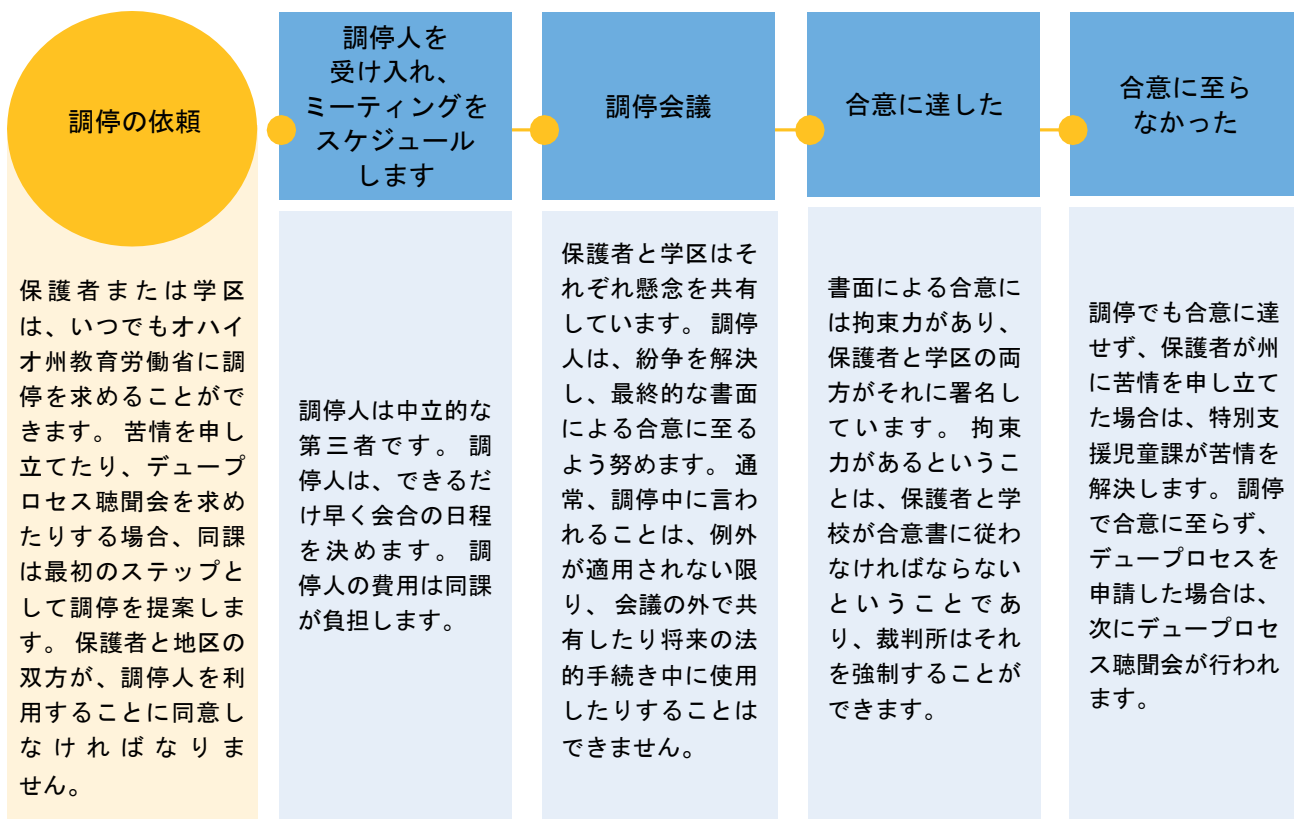
調停とは、障害のある生徒または障害の疑いがある生徒の教育について合意に達するために、保護者と教育機関が、第三者の専門家に会議に出席してもらうことに合意することです。第三者とは、メディエーターとも呼ばれるこの人物が、保護者や教育機関の側に立つことなく、保護者や教育機関のために働いたり、教育機関のために行動したりしないことを意味します。調停は、お子様の特別支援教育に関わる意見の相違がある場合、保護者と教育機関のための一つの選択肢です。



調停は無料で、いつでも依頼できます

調停はいつでも要請できます。調停が要請されたら、保護者と教育機関の双方がその手続きに参加することに同意しなければなりません。保護者が参加することに同意した場合、特別支援児童課は保護者のために調停人を割り当てます。調停人は、お子様の特別支援教育に関わる問題をどのように解決しなければならないかを指示することはできません。そうではなく、調停人は双方がお子様に関する懸念について話し合い、解決策を見出す手助けをします。

正式な苦情を申し立てるか、デュープロセス聴聞会を求めることにした場合（17～28 ページを参照）、オハイオ州教育労働省は、調停を第一歩として考慮するように求めます。調停にかかる費用は、保護者にも教育機関にもかかりません。



調停人:

- 中立的な第三者であり続けます（保護者や教育機関の側に立ったり、保護者のために働いたりしない）
- 調停人は、決定を下すことは許可されていませんが、保護者と教育機関がお子様の教育に関わる問題を解決するのを助けます
- 保護者と教育機関とが協力し、調停合意書を決定します
- 調停会議を軌道に乗せ、全員がプロセスを尊重できるようにします
- 全員を子どもと子どものニーズに集中させます
- 保護者と教育機関との間の会話のきっかけを作ります

調停について覚えておくべき重要なポイント

- 調停は任意です。
 - 保護者と教育機関の双方が、このプロセスに参加することに同意しなければなりません。保護者と教育機関が調停に参加することに合意したとしても、それは保護者が会議で教育機関の意見に同意しなければならないとか、会議の結果に同意しなければならないということではありません。
- 調停は秘密厳守です。
 - 調停会議での発言は、例外が適用されない限り、一般的にすべて機密（非公開）とされ、後で使用することはできません。
- 調停中に交わされた書面による合意は、通常、拘束力を持ちます。これは、保護者と教育機関の双方が、相互に決定した後、合意書に従わなければならないことを意味します。
 - お子様の評価または IEP に関して、保護者と教育機関が署名した文書は、他の IEP または評価チーム会議で署名した文書と同じ重みがあります。

調停を依頼するには

保護者の学区の特別支援教育担当責任者に連絡し、学区が_____のこのプロセス_____に参加する意図があるかどうかを確認してください。当事者双方が調停に参加することに合意したら、オハイオ州教育労働省の特別支援児童課に連絡してください。

- 電話：(877) 644-6338
- 電子メール：OECMediationFacilitation@education.ohio.gov

州への苦情申し立て

お子様の特別支援教育について懸念がある場合、利用可能なもう 1 つの選択肢は、教育機関に対して書面で正式な州への苦情を申し立て、オハイオ州教育労働省の特別支援児童課に提出することです。

州への苦情申し立てに費用はかかりません

州への苦情申し立てに費用はかかりません。一般に、州への苦情申し立てプロセスは、問題をデュープロセス聴聞会よりも速く解決し、デュープロセス聴聞会よりも敵対的（または対立的）ではありません。州への苦情申し立てには、署名された書面による苦情（元のバージョン）を特別支援児童課に送付し、苦情のコピーを教育機関に直接送付する必要があります。

苦情には、連邦または州の特別支援教育要件違反の疑いの表明（障害者教育法または障害のある子供の教育に関するオハイオ州運営基準違反の疑い）を含める必要があります。苦情には、具体的な法律の名称や引用を含める必要はありませんが、特別支援教育の要件に違反していると思われる教育機関の具体的な行動や不作為を記載する必要があります。また、教育機関が特別支援教育要件に違反していると考えた理由を裏付ける事実を訴状に記載しなければなりません。

州への苦情申し立て審査

特別支援児童課は、適切に提出された苦情を確認し、必要に応じて調査し、教育機関がお子様の教育に関する特別支援教育要件に違反しているかどうかを判断します。また、第三者、つまり、保護者以外の人、または教育機関以外の機関または組織は、教育機関が学生が関与する特別支援教育要件に違反していると考えている場合、省の同課に苦情を申し立てることができます。

州への苦情申し立ては、特別支援教育違反の申し立てから 1 年以内であれば、いつでも同省に申し立てることができます。苦情が提出された日から 1 年以上経過した違反を主張する苦情は、調査／解決されません。

正式な州への苦情申し立ての方法

特別支援教育に関する正式な州への苦情申し立てを希望する場合は、以下の手続きが必要です：

- [DEW（州教育労働省）紛争解決ウェブページ](#)にある州への苦情申し立てフォームに記入します。または
- 苦情の手紙を書き、郵便または電子メールで同省に送ります。または
- 同省の特別支援児童課 (1-877-644-6338) に電話し、苦情フォームをリクエストしてそれに記入の上、同課に返送します。

州への苦情申し立てに記載しなければならない項目のチェックリスト

- 教育機関が連邦または州の特別支援教育要件に違反したという表明
- 苦情の根拠となる事実を含む問題の説明
- 連絡先および署名
- 特定の生徒に関して特別支援教育違反を申し立てている場合
- 生徒の居住地の名前と住所
- 生徒が通っている学校名
- ホームレスの子供または若者（マッキンニー・ヴェント・ホームレス援助法で定義されている）の場合、生徒のための利用可能な連絡先情報と生徒が出席している学校の名前
- 問題に関連する事実を含む、問題の性質の説明
- 苦情が提出された時点で、当事者が既知および利用可能な範囲で問題の解決を提案しました
- 苦情申し立てには署名が必要です。

なお、匿名の苦情は受け付けておりません。

苦情の送付先

保護者からの苦情は、オハイオ州教育労働省特別支援児童課と教育機関最高責任者の両方に、同時に送付されなければなりません。

苦情の原本を下記までお送りください：

Attn: Assistant Administrator of Dispute Resolution Section（オハイオ州教育労働省特別支援児童課）

Attn: Assistant Administrator of Dispute Resolution Section（担当：紛争解決課 課長補佐）

25 South Front Street, Mail Stop 409

Columbus, Ohio 43215-4183

電子メール：oeccomplaints@education.ohio.gov

保留

保留とは、州への苦情申し立てを保留にすることです。保護者と教育機関がデュープロセス聴聞会に関与しており、保護者または教育機関が同じ問題について州への苦情申し立てをしている場合、オハイオ州教育労働省は州への苦情申し立てを保留にします。言い換えれば、州はデュープロセスが終わるのを待ってから、保護者の州への苦情申し立てを解決するということです。デュープロセス聴聞会リクエストを撤回した場合、同省は州への苦情申し立てを保留から除外し、苦情申し立ての解決を進めます。

デュープロセスの聴聞会が開かれ、公平な聴聞担当官（IHO）による決定が下された場合、同省は、聴聞担当官によって保留となっている問題がまだ残っている場合のみ、州への苦情申し立てを保留から解除し、解決に向けて手続きを進めます。

州の苦情処理

適切に提出された州への苦情申し立てである限り、州への苦情申し立てを受け取った時点で、同省は審査を開始し、必要に応じて、特別支援教育要件への違反疑惑を調査します。特別支援児童課は、苦情を受理した日から 60 暦日以内に苦情を解決しなければなりません。

苦情処理プロセスの一環として、特別支援児童課は以下のことを行います：

- 保護者からの苦情を審査し、苦情の申し立てを解決する権限があるかどうかを決定します
- 保護者と教育機関の両方に、調査を含めて（必要に応じて）同課が解決する申し立てを書面で伝えます
- 苦情を解決する別の方法として、保護者と教育機関の双方に調停またはファシリテーションを提供します
- 苦情の申し立てについて、保護者および教育機関に必要な情報を求めます
- 必要であると判断した場合、保護者および教育機関から提供された追加書類および情報を審査し、電話インタビューを実施し、お子様の教育機関を訪問します
- 教育機関に対し、苦情に対応し、解決策を提示する機会を提供します
- 保護者と教育機関の両方に特別支援教育違反が発生したかどうかについての決定を通知する手紙を書きます（必要に応じて、その確認と調査を終えた後、そして保護者からの苦情を受け取った日から 60 暦日以内に）

タイムラインの延長

同省は、時間延長がある場合、苦情を解決し、その決定から手紙を発行するために 60 日以上かかることがあります。州への苦情申し立てを解決するための 60 日間の期限延長は、以下の場合に認められます：

- 保護者と教育機関が、調停、ファシリテーション、またはその他の代替的紛争解決手段を通じて問題の解決を図るために、さらに時間を取ることに同意した場合、または
- 例外的な状況があります（ケースバイケースで特別支援児童課によって決定される）。

不適切な提出

特別支援児童課が、解決を望む問題について必要な情報がすべて含まれていないために、州への苦情申し立てが適切に提出されていないと判断した場合、または特別支援児童課が苦情を調査する権限を持っていない場合、特別支援児童課は、苦情の解決を進めていない理由、その決定の理由、および、必要に応じて、適切に提出された苦情として考慮されるために新しい苦情に含める必要がある情報を説明した手紙を送付します。

苦情の再提出

新しい情報を記載して苦情を再提出する場合は、特別支援教育違反の疑いが発生した 1 年以内に、オハイオ州教育労働省およびその教育機関に苦情を申し立ててください。苦情に、同省が解決する権限を持たない問題が含まれている場合、同省は必要に応じて、これらの問題に対処するためのリソースを紹介します。

苦情の 申し立て

- 疑いの違反発生から1年以内に申し立てられた苦情。
- 保護者はオハイオ州教育労働省に原本を、教育機関にコピーを提出します。
- 苦情は、事実を支持する特別支援教育要件への違反を主張しています。

オハイオ州教育労働省が苦情を審査する

同省は、苦情を申し立てた個人および当該教育機関に、受け取り証明書を送付します。

苦情が適切に提出されていない場合、または苦情解決の権限が同省にない場合、同省は不備通知を送付します。

審査

同省はすべての書類を確認し、必要に応じて追加の書類／情報を要求します。

同省は必要に応じて、適切な人物と面談を行います。

同省から調査結果通知が送付されます

同省はそれぞれの申し立てについて、特別支援教育違反があるかどうかを判断します。

同省は、教育機関に違反が判明した場合、是正勧告を出します。

デュープロセスに関する苦情の申し立て

お子様の特別支援教育に関する特定の懸念を教育機関と解決する方法の1つは、デュープロセス聴聞会の要請書を教育機関に直接提出し、そのコピーをオハイオ州教育労働省にも転送することです。そうすることで、あなたはデュープロセス苦情（デュープロセス要請とも呼ばれる）を申し立てたことになります。

デュープロセスを申し立てることができる者は他にもいます：

- 18歳以上の学生
- 教育機関



出願の理由

デュープロセスに関する苦情は、お子さんの特別支援教育の以下の分野に関わる懸念について申し立てることができます：

- 障害のある子供の特定
- 障害児の評価
- 障害児の教育的配置
- お子様への適切な公教育（FAPE）の提供

デュープロセスに関する苦情は、連邦または州の特別支援教育要件に違反していることを主張し、保護者（または苦情を提出する公教育機関）が、問題となっている特別支援教育違反の疑いを知った日、または知っていたに違いない日から 2 年以内に提出しなければなりません。オハイオ州教育労働省がデュープロセスに関する苦情を受理した場合、関係する保護者と教育機関は必ずデュープロセス聴聞会に参加する機会を持たなければなりません。デュープロセス聴聞会とは、デュープロセスの不服申し立てを解決するための審理を行うために、同省から公平な聴聞担当官が任命される正式な手続きです。

記載すべき情報

同省は、デュープロセス聴聞会を要求するために使用できる書式を提供しています。要請を提出する個人または公的教育機関は、[同省の書式](#)を使用する必要はないが、デュープロセスに関する苦情を提出する際には、この必要情報を記載しなければなりません：

1. 生徒の名前
2. 生徒の住所または連絡先
3. 教育機関名
4. お子様が無償の場合、お子様の連絡先とお子様に通っている学校名
5. お子様に関する具体的な問題と、その問題に関する事実の説明
6. 問題解決のためのアイデアや提案

デュープロセスの苦情申し立てには、州への苦情申し立て（16 ページ参照）と同じ詳細情報を記載しなければなりません。署名の原本は必要ありません。この書類は、教育機関および同省に直接持参するか、郵送、ファックス、電子メールで送付することができます。当初のデュープロセスの苦情申し立てに含まれていない問題は、デュープロセス聴聞中に聴聞担当官によって審査されることはありません。

デュープロセスに関する苦情の修正

デュープロセスに関する苦情の修正とは、すでにオハイオ州教育労働省に提出された後に苦情を更新することです。保護者は、以下の場合に限り、デュープロセス苦情申し立てを修正することができます：

- 相手側が、修正されたデュープロセスに関する苦情に書面で同意し、解決会議（解決会議については 23 ページに記載）を通じて苦情を解決する機会が与えられ、または
- 公平な聴聞担当官が許可を与えます。聴聞担当官は、デュープロセス聴聞会が始まる 5 日前までであれば、このような許可を与えることができますが、それ以降は許可しません。

デュープロセスのタイムラインとプロセス

お子様の教育機関に対してデュープロセスに関する苦情を申し立てた場合、保護者のデュープロセスに関する苦情を受け取ってから 10 暦日以内に、教育機関がすでにそのような通知を行っている場合を除き、教育機関は、特別支援教育違反の疑いに関する書面による事前通知または回答を行わなければなりません。

教育機関から保護者への書面による事前通知には、以下の内容が含まれていなければなりません：

- 保護者の要請またはデュープロセスに関する苦情が対象としている措置の説明。これは、教育機関が取りたかった行動かもしれないし、取ることを拒否した行動かもしれません。また、教育機関は、その回答の中で、なぜ学校がその措置を取りたかったのか、あるいは措置を取ることを拒否したのかを説明しなければなりません。
- お子様を評価するために使用したすべての方法、お子様に関する記録、および措置を取るか取らないかを決定するために教育機関が使用した報告書の説明
- IEP チームがお子様のために検討した他の選択肢と、それらの選択肢を拒否した理由の説明
- ある措置を取るか取らないかという教育機関の決定に関連したその他の要因の説明

教育機関はまた、無料または低料金の法的支援やその他の関連サービスについての情報を提供しなければなりません。

保護者であるあなたに対してデュープロセスの申し立てがなされた場合は、10 暦日以内に対応しなければなりません。保護者の回答は、デュープロセスの苦情で提起された問題を具体的に取り上げていなければなりません。

充足性

デュープロセスに関する苦情は、相手方が公平な聴聞担当官と苦情を提出した当事者の両方に、その苦情が提出要件を満たしていない（すなわち、不十分である）と通知しない限り、十分であるとみなされます（つまり、適切に提出されたことを意味します）。相手方当事者は、デュープロセス申立書が受理されてから 15 暦日以内に、書面によりデュープロセス申立書の充足性に異議を申し立てなければなりません。

例えば、あなたがデュープロセスの苦情申し立てを教育機関に提出した場合（そしてそのコピーをオハイオ州教育労働省に転送した場合）、教育機関があなたの要求が適切に提出されていないと考える旨を、15 日以内に書面で聴聞担当官に通知しない限り、それは十分なものと見なされてしまいます。その後、聴聞担当官は、教育機関からの書面による通知を受け取ってから 5 営業日以内に、あなたのデュープロセスに関する苦情が十分であるかどうか（22 ページで特定されたデュープロセスの苦情要件を満たしているかどうか）を決定します。また、聴聞担当官はその決定を 15 日以内に、保護者と教育機関に書面で送付しなければなりません。

聴聞担当官がデュープロセスに関する苦情申し立てが不十分であると判断した場合、教育機関が同意し、解決会議を通じて状況を解決する機会があるか、聴聞担当官が聴聞の開始の 5 日前

までに許可を与える限り、新しいデュープロセスの苦情申し立てを再提出するか、元のデュープロセスの苦情を修正するか オプションがあります。

デュープロセスの訴状を適切に修正した場合、修正訴状を提出した時点から 30 日間の解決期間が始まります。

決議期間

解決期間とは、デュープロセスの申し立てから実際のデュープロセス聴聞会までの期間のことです。解決期間には、聴聞会が正式に始まる前に、もう一度、特別支援教育に関する紛争を解決する機会を提供する解決会議が含まれます。デュープロセスの苦情を申し立てたにもかかわらず、解決プロセスに参加しなかった場合は、デュープロセスのスケジュール開始が遅れることとなります（スケジュールについては後述）。

解決期間は、デュープロセスの申し立てが行われた日（または申し立てが適切に修正された日）から 30 日間です。30 日が経過するまでに、教育機関が保護者の満足のいくデュープロセス上の不服申し立てを解決しなかった場合、デュープロセス聴聞会が進められることがあります。30 日間の解決期間が終了すると、保護者と教育機関が 30 日間の経過した調停に合意していない限り、デュープロセス聴聞と公平な聴聞担当官が決定を下すための 45 日間のスケジュール表があります（22 ページを参照）。また、30 日間の解決期間中に、保護者と教育機関が合意不可能であることに書面で合意した場合、30 日間の解決期間が早期に終了する可能性があります。このことにも注意してください。

30 日間の解決期間中、およびデュープロセスに関する苦情を受け取ってから最初の 15 暦日以内に、教育機関は解決会議を予定しなければなりません。教育機関が 15 暦日以内に解決会議を開催しない場合、または解決会議に参加しない場合、あなたは 45 日間のデュープロセス聴聞を開始するよう聴聞担当官に要求することができます。教育機関は、デュープロセスの申し立てを行った場合、解決会議を予定する必要はありません。

解決会議

解決会議の目的は、苦情の問題点について話し合う機会を与え、教育機関が解決に向けて保護者と協力する機会を与えることです。解決会議を招集する責任は教育機関にあり、保護者は参加しなければなりません。保護者が解決会議に参加せず、教育機関が保護者の不参加を文書化した場合、教育機関は 30 日の期間が終了した時点で、保護者のデュープロセスに関する苦情を却下するよう聴聞担当官に求めることができます。

デュープロセス聴聞会は公平な聴聞担当官によって行われます

デュープロセスの苦情申し立てが解決できない場合、公平な聴聞担当官による正式な聴聞が行われます。聴聞担当官は、オハイオ州教育労働省からデュープロセス聴聞会を実施するための訓練を受けた弁護士でなければなりません。

聴聞担当官の費用は教育機関が負担するが、聴聞担当官は中立的な第三者であり、無作為に選ばれます。聴聞担当官は、教育に関与する教育機関に雇用されているわけではなく、一方の当事者を他方よりも有利にするような個人的または職業上の利害関係を有していない可能性があります。

さらに、聴聞担当官は、個別障害者教育法（IDEA）、連邦および州法、規制など、特別支援教育の要件や、裁判所が特別支援教育事例をどのように解釈するかを熟知しています。

聴聞後、聴聞担当官は標準的な法律慣行に従って決定書を作成します。

保護者と教育機関は、解決会議に出席すべき IEP チームのメンバーを決定します。この会議には、教育機関のために決定を下す権限を持つ教育機関の代表者が参加しなければなりません。

保護者が弁護士を同席させることを選択しない限り、教育機関の弁護士がこの会議に出席することはありません。この会合は、保護者と教育機関が解決会合を放棄することに書面で合意しない限り、あるいは保護者と教育機関が解決会合の代わりに調停を利用することに合意しない限り、解決プロセスの必須ステップとなります。保護者と教育機関の双方が合意すれば、30 日間の解決期間を過ぎても調停を行うことができます。これにより、45 日間のデュープロセス聴聞会と決定のスケジュールは開始されなくなります。

保護者と教育機関が解決会議で論争を解決した場合、保護者双方は以下のような法的拘束力のある同意書に署名しなければなりません。

- これから起こることを書面に定めます
- 保護者と教育機関の代表者の署名があること
- 裁判所は以下を実施できます

法的拘束力があるとは、もしあなたや教育機関が合意を守らない場合、裁判所はあなたか教育機関のどちらかにそれを要求できるということです。

同意書に署名した後、あなたまたは教育機関のどちらかが同意しないと決めた場合、署名後 3 営業日以内であれば、いずれ当事者も同意書を取り消すことができます。

30 日間の解決期間が終了する前に、保護者と教育機関がデュープロセスに関する苦情について合意に達した場合、苦情は終了し、デュープロセスに関する聴聞会は行われません。

ヒアリングプロセス

デュープロセス聴聞会は、保護者と教育機関にとって合理的に都合の良い場所と時間に予定され、実施されなければなりません。公平な聴聞担当官は、聴聞プロセス中にコミュニケーションが必要な場合、保護者と教育機関に同時に連絡します。言い換えれば、公平な聴聞担当官、保護者、教育機関の間の連絡はすべて同時に行われ、別々に行われることはありません。

45 日間という期限には、デュープロセス聴聞会と、公平な聴聞担当官が決定を下すまでの期間が含まれます。45 日間のデュープロセス聴聞会は、30 日間の解決期間が終了した後、または以下のいずれかが発生した後開始されます：

- 保護者と教育機関は、書面により解決会議を放棄する（開催しない）ことに同意します。または
- 決議会または調停会議の問題について議論し始めたら、保護者と教育機関は、合意が不可能であることを書面で同意するか、または
- 保護者と教育機関は、30 日間の解決期間を超えて調停を継続すること、その後は、保護者または教育機関のいずれかが調停手続きから離脱することに書面で合意します。

公平な聴聞担当官がさらに時間を与える（言い換えれば、延長を認める）ことに同意しない限り、45 日間の審理期間内に当事者の一方からの要請があれば、以下のことが行われます：

- 聴聞会が開かれなければなりません。
- 聴聞会の決定が下されなければなりません。
- 決定のコピーは、オハイオ州教育労働省だけでなく、保護者と教育機関の両方に内容証明郵便で送られなければなりません。

デュープロセス聴聞会の少なくとも 5 日前には、保護者と教育機関は開示会議に参加しなければなりません。これは、保護者と教育機関の双方が聴聞会で提示される情報を持っていることを確認するための会話です。

聴聞権

デュープロセス聴聞会において、保護者には以下の権利があります：

- 聴聞の対象となるお子様を同席させる
- 聴聞会の公開を要請する
- 弁護士や障害のある子どもについて特別な知識を持つ人に同席してもらい、助言をもらう
- 証拠（証明）を提示し、証人と対決し、反対尋問（質問）し、証人の出席を要求する（繰り返しますが、教育機関が新たな問題を提起することに同意しない限り、聴聞会はデュープロセスの申し立てで保護者が提起した問題のみを扱います）
- 少なくとも聴聞会の 5 営業日前までに示されていない証拠の提出を禁止する
- 聴聞会の記録、調査結果および決定事項の記録を、一字一句、書面（希望があれば電子ファイル）を無料でお渡しします。

弁護士でない代理人を伴う場合

弁護士ではない擁護者が同行する場合、これらの者は相手方から弁護士報酬（またはそのサービスに対する報酬）を受け取る権利はありません。擁護者は審問で弁護士業務を行うことはできず、審問中の擁護者の関与は制限されることがあります。

簡易デュープロセスの苦情申し立てとタイムライン

簡易デュープロセス聴聞会とは、特定の特別支援教育に関する紛争をより迅速に解決するための、より迅速なスケジュールによる聴聞です。このような場合、保護者または教育機関のいずれかが、以下の場合に限り、簡易デュープロセス聴聞会請求書を提出することができます。ただし、以下の場合に限りです。

1. お子様の教育的配置（プログラムまたはサービス）に関する教育機関の決定に同意できず、その結果、学校がお子様を懲戒処分した場合。
2. 症状判定の結果に同意できない場合。または
3. 教育機関が、お子様の現在の教育的配置（プログラムやサービス）が、お子様や他人を傷つける結果になる可能性がかなり高いと考える場合。

簡易デュープロセスの苦情申し立てスケジュールは、解決期間は 15 暦日、聴聞期間は 20 就学日です。教育機関は、デュープロセスに関する苦情申し立てを受け取ってから 7 暦日以内に、解決会議の日程を決めなければなりません。簡易デュープロセス聴聞会が終了した後、聴聞担当官は 10 営業日以内に最終決定を書き、保護者と教育機関に提出します。簡易デュープロセスの苦情申し立てでは、時間延長は行われません。

決定に対する異議申し立て

デュープロセス聴聞会の終了時に公平な聴聞担当官によって下された決定は、不利益を被った当事者が決定を受けてから 45 日以内にオハイオ州教育労働省に直接上訴を提出しない限り、最終的なものとなります。不利益を被った当事者とは、聴聞担当官の決定が当事者に不利なものであった場合（当事者が勝訴しなかったことを意味する）、保護者または教育機関のいずれかを指します。

聴聞担当官の決定に対する異議申し立て方法

聴聞担当官の決定に不服がある場合は、不服申し立てのコピーを教育労働省に書面または電子メールで送り、そのコピーを教育機関の最高責任者に送る必要があります。同省は、デュープロセスの決定について公平な審査を行う州レベルの審査官（または「審査官」）を指名します。オハイオ州教育労働省が審査官の費用を負担します。

審査官は、デュープロセス聴聞会全体の記録を調査します。さらに、審査官は、聴聞がデュープロセス要件に則って行われたことを確認し、必要と判断される追加証拠を求めます。審査官は、保護者および教育機関から口頭または書面による反論を求めることができます。審査官が口頭弁論を検討するために聴聞会を実施する場合、デュープロセス聴聞会で保護者に与えられているすべての聴聞権（25 ページを参照）は、審査官による聴聞会でも同様に保護者に与えられます。

タイムライン／延長

同省が州レベルの審査請求を受理してから 30 日以内に、保護者または教育機関のいずれかが請求できる延長を認めない限り、審査官は決定を下します（ただし、簡易デュープロセス聴聞会からの不服申し立てでは、期間延長は認められません）。また、審査官の所見と決定事項の書面の写しまたは一字一句違わぬ電子記録を要求することもできます。

連邦裁判所または州裁判所への上訴

州レベルの審査決定は、連邦裁判所または州裁判所に上訴されない限り最終決定となります。審査官の決定によって不利益を被った（勝訴しなかった）当事者は、審査官の決定の通知を受け取ってから 45 日以内に、審査官の決定の日から 90 日以内に連邦地方裁判所に、またはお子様の教育機関が所在する郡の普通裁判所に訴訟を起こす権利を有します。裁判所は記録を審査し、当事者の要求に応じてさらに多くの証拠を聞き、記録と提出された証拠に基づいて最終決定を下します。裁判所に提訴する場合、裁判費用は支払わなければなりませんが、勝訴した場合、裁判所の裁量で裁判費用や弁護士費用を受け取ることができます。

デュープロセスにおける子供の地位

- デュープロセスの申し立てが進行している間は、お子様の教育的配置を変更することに保護者と教育機関が合意しない限り、お子様は現在の教育的配置に留まるか、そのままの状態を維持しなければなりません。
- お子様の現在の教育的配置は、直近に実施された IEP に記載されているものです。
- 教育機関による懲戒のため、お子様が IAES（暫定的代替教育環境、または学校外の一時的な学習環境）に入れられた場合、聴聞担当官が決定を下すまで、または教育機関によるお子様への懲戒が終了するまで、どちらか早い方が起こるまでは、お子様はその教育環境にとどまります。
- デュープロセスの苦情申し立てが教育機関への最初の入所に関わるものである場合、お子様は、あなたの許可を得て、デュープロセスが完了するまで教育機関に預けられなければなりません。
- お子様が3歳になり、早期介入法に基づくサービスを受ける資格がなくなった時点で、デュープロセスの苦情申し立てが就学年齢に基づくサービス開始の申請に関するものである場合、教育機関は、お子様が受けていなかった早期介入サービスを提供する必要はありません。
- お子様が特別支援教育を受ける資格があると認められ、保護者が最初のサービス提供に同意した場合、教育機関は保護者と教育機関の間で争いのないサービスを提供しなければなりません。
- 審査官が教育的配置の変更が適切であると同意した場合、その教育的配置は滞在を目的とした州と保護者の間の合意として扱われなければなりません。

公平な聴聞担当官の決定に対する異議申し立てを行うには

保護者は、公平な聴聞担当官の決定に対して、決定を受け取ってから 45 暦日以内に書面で異議を申し立てる（上訴する）ことができます。異議申立は下記までお送りください：

Ohio Department of Education and Workforce (オハイオ州教育労働省)
Office for Exceptional Children Dispute Resolution Section (特別支援児童課紛争解決セクション)
25 South Front Street Mail Stop 409
Columbus, Ohio 43215
OECdueprocess@education.ohio.gov

ご不明な点がございましたら、オハイオ州教育労働省特別支援児童課（Ohio Department of Education and Workforce Office for Exceptional Children）電話：(614) 466-2650、フリーダイヤル：(877) 644-6338 までお電話ください。

弁護士費用

デュープロセス（またはデュープロセスの決定に対する控訴手続き）中に、いつでも代理人として弁護士を雇うことができますが、法的費用は自己負担となります。保護者が弁護士を雇うことを選択し、保護者のデュープロセスに関連する連邦裁判所または州裁判所での訴訟または手続きで勝訴した（保護者が勝訴当事者となった）場合、裁判所は教育機関に対して、保護者に妥当な弁護士費用を支払うよう命じることができます。

教育機関が勝訴した場合

教育機関が勝訴した場合、裁判所は保護者に教育機関の妥当な弁護士費用の支払いを命じることができます。オハイオ州教育労働省または該当する教育機関が勝訴し、裁判所が以下のいずれかであることを決定した場合、裁判所は保護者または保護者の弁護士に弁護士費用の支払いを命じることができます：

- その訴訟行為が軽薄、不合理、または根拠がないこと。
- その法的措置が明らかに軽薄で不合理、または根拠のないものになった後も、法的措置を取り続けたこと。
- 嫌がらせ、不必要な遅延の発生、弁護士費用の不必要な増加など、不適切な目的で訴訟を起こしたこと。

裁判所が保護者または教育機関に弁護士費用の返済を命じた場合

裁判所が弁護士費用を保護者または教育機関に返済するよう命じる場合、裁判所が妥当な金額を決定します。弁護士費用は、訴訟または手続きが提起された地域社会における典型的な料金、および提供されたサービスの種類と質に基づいていなければなりません。裁判所が弁護士費用を支給する能力には一定の制限があります。

次のような場合、裁判所は弁護士費用を認めることはできません：

- 教育機関が訴訟手続き開始後 10 日以内に書面による和解提案を行い、保護者が 10 日以内にその提案を受け入れなかった場合、および訴訟の判決が教育機関の提示した和解案よりも保護者にとって不利なものであった場合
 - ただし、保護者が訴訟で勝訴し、かつ、教育機関の和解提案を受け入れないことが実質的に正当であった（正当な理由があった）と裁判所が判断した場合、裁判所は保護者に費用を支払うよう命じることができます。
- 弁護士が IEP 会議に参加する場合（その会議が行政聴聞会または裁判手続きの結果として招集されたものでない限り）
- 弁護士が解決会議に参加する場合

弁護士費用の削減

裁判所は、以下の場合にも弁護士費用を減額することができます：

- 訴訟手続きの過程で、保護者または保護者の弁護士が、紛争の最終的な解決を不当に遅らせた場合
- 弁護士費用の額が、合理的な同等スキル、評判、経験を有する弁護士による同様のサービスに対する地域社会の実勢レートである 1 時間当たりの料金よりも不当に高い場合
- 費やした時間と保護者が受け取った法的サービスは、訴訟や手続きの性質を考えると過剰（多すぎ）であった

- 保護者の弁護士が、保護者からの苦情通知で教育機関に適切な情報を提供しなかった

州または教育機関が訴訟または手続きの最終解決を不当に遅らせた、あるいは個別障害者教育法（IDEA）の手続き上の保護措置に違反したと裁判所が判断した場合は、上記のいずれも適用されません。

懲戒

障害のある子どもの懲戒手続き

場合によっては、教育機関がお子様を停学、退学、または現在の教育施設から退去させた後でも、障害のある子どもに特別支援教育サービスを提供し続けなければならないことがあります（お子様の現在の教育施設の詳細については、お子様の IEP を参照してください）。

教育的配置と代替案

お子様が教育機関の規則に違反したために現在の教育施設から連続 10 日間未満の学業日を離脱させられる場合、教育機関はその間、お子様に特別支援教育サービスを提供する必要はありません。お子様が 10 学業日以上連続して学校から離脱させられる場合、たとえそれが別の教育環境（たとえば、別の教室、建物、または生徒の自宅など）であっても、学校はお子様に特別支援教育サービスを提供し続けなければなりません。

教育機関が、同一学年度内に 10 日以上連続してお子様の現在の教育的配置からお子様を離脱させる場合は、お子様の教育的配置の変化と見なされます。

教育機関が、お子様を現在の教育的配置から何度も離脱させた（一連の離脱）ことが複数回あり、その合計が 1 学年度につき 10 日を超える場合、学校は、それらの離脱がお子様の教育的配置の変更にあたるかどうかを判断しなければなりません。

この決定を下すにあたり、学校は以下の要素を考慮しなければなりません：

- お子様が離脱させられた期間
- お子様が離脱させられた回数
- 各離脱の間隔（近接性）
- お子様が離脱させられた過去の出来事における行動の類似性

お子様が学校の規則に従わなかったことが原因でお子様の教育的配置を変更する場合、教育機関、保護者、および保護者と教育機関が決定した IEP チームの関連メンバーが集まり、Manifestation Determination Review（症状判定審査＝MDR）を実施しなければなりません。症状判定審査 (MDR) の目的は、お子様の行動がお子様の障害によって引き起こされた、つまりお子様の障害と直接的かつ実質的な関係があるかを判断することです。



症状判定

懲戒上の理由でお子様の教育的配置を変更する前に、教育機関はお子様の権利を守るために一定の措置を講じなければなりません。その一歩が、症状判定審査 (MDR) 会議の開催です。これは、お子様の行動が、お子様の障害によって引き起こされたのか、すなわちお子様の障害と直接的かつ実質的な関係があるのかを判断するための会議です。言い換えれば、お子様の行動は、その障害が原因だったのでしょうか？ 生徒の IEP チームは、教育的配置の変更が決定されてから 10 日以内に、お子様の行動が障害によって引き起こされたかどうかを判断します。

症状判定審査 (MDR)

症状判定審査 (MDR) では、保護者と IEP チームの他のメンバーは、お子様の IEP、教師の観察、および保護者から提供された関連情報を含む関連情報を検討します。

その行動がお子様の障害の現れである場合、IEP チームが教育的配置の変更に同意しない限り、お子様は離脱させられる以前の配置に戻されます。

お子様の行動が障害の現れであると判断された場合、IEP チームは以下を行わなければなりません：

1. 10 日以内に機能的行動評価を開始し、できるだけ早く完了させます。機能的行動評価とは、お子様の行動を見直し、お子様の環境の何が不適切な行動の引き金になっているのか、また、お子様が良い結果とフィードバックを得られるように、どのような代替行動を教える必要があるのかを判断するためのものです。
2. 機能的行動評価がすでに終了しており、近い将来の懲戒に関連している場合は、お子様の行動介入計画を開始します（行動介入計画は、学校にとって不適切な行動と、それを減らすための具体的な方法を取り上げます）。または

3. すでに行動介入計画がある場合は、10 日以内に計画を見直し、必要な変更を行います。

暫定的代替（一時的かつ異なる）教育環境

お子様を暫定的代替教育環境（IAES）に入れるかどうかは、お子様の IEP チームによって決定されます。暫定的代替教育環境（IAES）は、お子様が特別支援教育を受けるための、通常とは異なる一時的な配置です。お子様が学校規則に違反したことを理由に、IEP チームがお子様の配置を暫定的代替教育環境（IAES）に変更する決定を下した日に、教育機関はその決定を保護者に通知し、「特別支援教育における保護者の権利ガイド」を配布しなければなりません。

お子様の行動がお子様の障害に起因するものであったとしても、お子様に以下のような状態が見られる場合、教育機関はお子様を最長 45 日間の学業日、暫定的代替教育環境（IAES）に入所させることができます：

- 武器の携帯
- 故意に違法薬物を所有または使用したか、規制物質（たとえば、麻薬）を販売した、または売買しようとした
- 他人に重傷を負わせた

これは、通常、お子様が通学途中、学校で、または学校行事で行動を起こしたかどうかに関係なく適用されます。

お子様の行動が**お子様の障害に直接起因するものでない**場合、障害のない子どもが懲戒処分を受けるのと同じ期間、お子様を暫定的代替教育環境（IAES）に入れることができます。

お子様の行動が、**お子様の障害に直接関連している、すなわち障害によって引き起こされたものである場合は**、お子様が学校の規則に違反しても、行動介入計画または IEP の変更の一環として保護者と教育機関が教育的配置の変更に同意しない限り、お子様は離脱させられた元の教育環境に戻されなければなりません。

しかし、教育機関が、お子様を（お子様の IEP に従った）現在の教育的配置にとどめておくと、お子様や他の人への傷害につながる可能性が非常に高いと考える場合、教育機関はこの懸念について話し合うために IEP 会議を招集することができます。教育的配置の変更について、保護者と教育機関の意見が一致しない場合、教育機関は、簡易デュープロセス聴聞会を求めること

お子様のふるまいが障害のためだと疑われる場合

お子様が個別教育プログラム（IEP）を持っていない場合、保護者は、お子様が校則に違反する前に、以下のようなことがあった場合にお子様を障害児として扱うよう学校に求めることができます：

- 学校の事務職員または担任の先生に、お子様に特別支援教育が必要かもしれないとあなたが書面で伝えた。または
- あなたがお子様の鑑定を依頼した。または
- お子様の担任の先生またはその他の学校職員が、お子様の行動パターンに関する具体的な懸念を特別支援教育責任者またはその他の監督職員に直接伝えた。
- 特別支援教育を受けるための評価を教育機関に許可することを保護者が拒否した場合、お子様を障害児として扱うことは、お子様を支援する機関に期待できることではありません。これは、お子様に対する特別支援教育や関連サービスを保護者が拒否した場合や、お子様が評価されたにもかかわらず、チームがお子様には障害がないと判断した場合にも当てはまります。教育機関は、同じような行動をとる障害のない子どもを懲戒するのと同じ方法で、お子様を懲戒することができます。

ができます。言い換えれば、より迅速な解決のために、簡易デュープロセス聴聞会を要請することができます（25 ページの簡易デュープロセスを参照）。

教育的配置の変更または症状判定審査 (MDR) の聴聞結果に保護者が同意できない場合

保護者は、懲戒を理由に現在の教育環境を変更する決定に対して異議を申し立てたり、症状判定審査 (MDR) の所見に対して異議を申し立てるために、簡易デュープロセス聴聞会を請求することができます（25 ページのデュープロセス情報を参照）。公平な聴聞担当官は、お子様の教育的配置を変更する際に教育機関が要件に従ったかどうか、また、お子様の行動がお子様の障害の症状であるか否かを教育機関が証明したかどうかを、簡易デュープロセス聴聞会で決定します。

前述したように、教育機関は、お子様の配置を継続することでお子様や他人を傷つける可能性が非常に高いと判断した場合には、簡易デュープロセス聴聞会を要請することができます（25 ページの簡易デュープロセスを参照）。

保護者が公費で障害のある子どもを私立学校に一方的に入学させること

償還決定プロセス

保護者がお子様に私立学校への入学を選択した場合、教育機関がお子様に、その教育機関において無償で適切な公教育（FAPE）を提供している限り、教育機関は私立学校での教育費や特別支援教育および関連サービスの費用を支払う必要はありません。教育機関がお子様に無償で適切な公教育（FAPE）を提供しなかったと保護者が確信する場合、デュープロセスの苦情申し立てを行う選択肢があります。そこでは聴聞が行われ、教育機関がお子様に FAPE を提供したかどうかについて、公平な聴聞担当官が決定を下します（デュープロセスについての情報は 25 ページを参照）。デュープロセスにおいて、教育機関が FAPE を提供しなかったと公平な聴聞担当官が判断した場合、聴聞担当官は、私立学校への入学費用を保護者は償還される権利があると決定することができます。

償還金の減額または没収

以下のいずれかの事態が発生した場合は、教育機関が保護者に払い戻すべき償還金が減額されたり、すべてが没収されたりする可能性があります：

- 保護者がお子様を学校から退学させる前に行われた IEP 会議で、IEP チームが提案した教育的配置を受け入れないこと、懸念していること、子どもを私立学校に入学させる予定であることを学校に伝えなかった場合
- お子様を教育機関から退学させる少なくとも 10 営業日前までに、IEP を受け入れず、私立学校に入学させる予定であることを書面で学校に伝えなかった場合（この 10 営業日には平日に当たる休日にも含まれることに注意してください）
- お子様を学校から退学させる前に、教育機関がお子様を評価する予定であることを書面で適切に通知したにもかかわらず、お子様を評価に参加させなかった場合
- あなたが不合理な行為をしたと裁判所が判断した場合

払い戻しの保護

次のいずれかの事態が発生した場合、払い戻し金（返済額）を減額したり、返済を拒否したりすることはできません：

- 教育機関が、あなたが通知を提供するのを妨げた
- 教育機関が、あなたが通知を提供する必要があることを伝えなかった
- 通知することで、お子様に身体的危害が及ぶ可能性があった

また、裁判所または聴聞担当官は、以下の場合、この通知を行わなかったことを理由に、払い戻し費用が減額されたり拒否されたりすることはできないと判断することができます：

- 英語の読み書きができない場合、または
- 通知を行うことが、お子様に深刻な精神的ダメージを与えることになりかねない場合

障害のある生徒のための奨学金プログラムに関する保護者への通知

通知が発生する場合

教育機関が障害を持つ子どもの評価を完了するたびに、あるいは子供の IEP の作成、見直し、改訂を開始するたびに、教育機関は、自閉症奨学金プログラムおよびジョン・ピーターソン奨学金プログラムについて通知しなければなりません。

自閉症奨学金プログラム

自閉症奨学金プログラムの詳細については、オハイオ州教育労働省のウェブサイト education.ohio.gov にアクセスし、検索ボックスに「**自閉症奨学金プログラム**」と入力するか、autismscholarship@education.ohio.gov まで電子メールにてお問合せください。

ジョン・ピーターソン特別支援奨学金プログラム

お子様が特別支援教育を受けている場合、ジョン・ピーターソン特別支援奨学金を受ける資格があるかもしれません。

「**ジョン・ピーターソン特別支援奨学金プログラム**」に関する情報は、オハイオ州教育労働省のウェブサイト (education.ohio.gov) にアクセスし、検索ボックスに「**Jon Peterson Scholarship**」と入力するか、電子メール (peterson.scholarship@education.ohio.gov) までお問い合わせください。

追加情報

奨学金プログラムに関する情報は、オハイオ州教育労働省のウェブサイト education.ohio.gov から入手できます。

これらの奨学金プログラムに関する詳細情報や質問は、Office of Nonpublic Educational Options (非公開教育オプション事務局) 電話：(614) 466-5743、またはフリーダイヤル：(877) 644-6338 までお問い合わせください。